

令和4年第6回（12月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

★この議案書は個人情報に配慮するため一部加工しています

No.	議案番号	件名	頁
1	第 88 号議案	吉川市手数料条例の一部を改正する条例	1
2	第 89 号議案	吉川市手数料条例の特例に関する条例	6
3	第 90 号議案	吉川市個人情報の保護に関する法律施行条例	7
4	第 91 号議案	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	17
5	第 92 号議案	吉川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例	19
6	第 93 号議案	市長及び副市長の給与等に関する条例及び吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	57
7	第 94 号議案	吉川市職員の給与に関する条例及び吉川市一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例	59
8	第 95 号議案	指定管理者の指定について	72
9	第 96 号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	73
10	第 97 号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	74
11	第 98 号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	75
12	第 99 号議案	市道の路線廃止及び認定について	76
13	第 100 号議案	公平委員会委員の選任について	79
14	第 101 号議案	令和 4 年度吉川市一般会計補正予算（第 7 号）	—
15	第 102 号議案	令和 4 年度吉川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	—
16	第 103 号議案	令和 4 年度吉川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	—
17	第 104 号議案	令和 4 年度吉川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	—
18	第 105 号議案	令和 4 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	—
19	第 106 号議案	令和 4 年度吉川市水道事業会計補正予算（第 2 号）	—
20	第 107 号議案	令和 4 年度吉川市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	—

第 88 号議案

吉川市手数料条例の一部を改正する条例

吉川市手数料条例（平成 12 年吉川市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
区分	事務の種類	手数料 の額	区分	事務の種類	手数料 の額
略			略		
3 建設関係	(1)～(9) 略  (10) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 53 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定  ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第	略	3 建設関係	(1)～(9) 略  (10) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 53 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定  ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第	略

	<p>1 項の登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。以下「適合証」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合するものに限る。以下「設計住宅性能評価書」という。）が提出された場合</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物に係るもの</p> <p>a 住戸及び共用部分（公営住宅法施行規則（昭和26</p>		<p>1 項の登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。以下「適合証」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合するものに限る。以下「設計住宅性能評価書」という。）が提出された場合</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物に係るもの</p> <p>a 住戸及び共用部分（公営住宅法施行規則（昭和26</p>
--	--	--	--

	<p>年建設省令第19号) 第3条各号に掲げる部分をいう。以下同じ。)</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 申請に係る<u>二</u> <u>の建築物の住戸</u> の数(以下「住戸数」という。)が1戸のとき。</p> <p>(c) 住戸数が1戸を超え5戸以内のとき。</p> <p>(d) 住戸数が5戸を超え10戸以内のとき。</p> <p>(e) 住戸数が10戸を超え25戸以内のとき。</p> <p>(f) 住戸数が25戸を超えると き。</p> <p>b 略</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 適合証及び設計住宅</p>		<p>年建設省令第19号) 第3条各号に掲げる部分をいう。以下同じ。)</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 申請に係る<u>住</u> <u>戸を含む1の建</u> <u>築物の住戸のう</u> <u>ち同時に申請さ</u> <u>れた住戸の数</u> (以下「<u>申請住</u> <u>戸数</u>」という。)が1戸のとき。</p> <p>(c) <u>申請住戸数</u>が1戸を超え5戸以内のとき。</p> <p>(d) <u>申請住戸数</u>が5戸を超え10戸以内のとき。</p> <p>(e) <u>申請住戸数</u>が10戸を超え25戸以内のとき。</p> <p>(f) <u>申請住戸数</u>が25戸を超えると とき。</p> <p>b 略</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 適合証及び設計住宅</p>
--	---	--	---

	<p>性能評価書のいずれも 提出されない場合</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物に係るもの</p> <p>a 住戸の部分</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) 住戸数が1戸 のとき。</p> <p>(c) 住戸数が1戸 を超え5戸以内 のとき。</p> <p>(d) 住戸数が5戸 を超え10戸以 内のとき。</p> <p>(e) 住戸数が10 戸を超え25戸 以内のとき。</p> <p>(f) 住戸数が25 戸を超えると き。</p> <p>b及びc 略</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(11)～(28) 略</p>			<p>性能評価書のいずれも 提出されない場合</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物に係るもの</p> <p>a 住戸の部分</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) <u>申請</u>住戸数が 1戸のとき。</p> <p>(c) <u>申請</u>住戸数が 1戸を超え5戸 以内のとき。</p> <p>(d) <u>申請</u>住戸数が 5戸を超え10 戸以内のとき。</p> <p>(e) <u>申請</u>住戸数が 10戸を超え2 5戸以内のとき。</p> <p>(f) <u>申請</u>住戸数が 25戸を超える とき。</p> <p>b及びc 略</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(11)～(28) 略</p>	
略			略		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する告示（令和4年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）附則第2項及び第6項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定に係る手数料については、なお従前の例による。

令和4年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）の一部改正により、低炭素建築物新築等計画の認定の申請単位が変更となったことに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

## 第89号議案

### 吉川市手数料条例の特例に関する条例

令和5年1月27日から令和6年3月31日までの間、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により利用者証明用電子証明書の提供を受けた者で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの提供を受けたものが、当該個人番号カード及び民間端末機（吉川市印鑑条例(昭和58年吉川町条例第8号)第15条第3項に規定する民間端末機をいう。)を用いて手続をした場合における吉川市手数料条例（平成12年吉川市条例第6号）別表1の項第4号及び第5号並びに同表2の項第1号、第8号、第10号及び第17号に掲げる事務に係る手数料の額は、同表の規定にかかわらず、1件又は1通につき100円とする。

### 附 則

この条例は、令和5年1月27日から施行する。

令和4年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

コンビニ交付サービスの利用の促進及び個人番号カードのさらなる普及を図るため、コンビニ交付サービスに係る手数料を一定期間減額したいので、この案を提出するものである。



## 第90号議案

### 吉川市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の届出)

第3条 市の機関は、個人情報を取り扱う事務（1年以内に消去することとなる個人情報のみを取り扱う事務その他規則で定める事務を除く。以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た個人情報取扱事務を廃止し、又は変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務の目的

(3) 個人情報の項目

(4) 個人情報の取得対象者

(5) 保有個人情報を経常的に利用目的以外の目的のために利用する場合には、当該保有個人情報に係る個人情報取扱事務の名称

(6) 保有個人情報を当該市の機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(7) 保有個人情報の電子計算機による処理を行うに当たって、市以外の者との間で電気通信回線により電子計算機その他の機器の結合を行う場合には、その結合先

(8) 個人情報取扱事務で取り扱う個人情報ファイル（法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しない個人情報ファイルを除く。）の名称

(9) 要配慮個人情報の有無

(10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 市の機関は、前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ないときは、個人情報取扱事務が開始され、又は変更された日以後において届出をすることができる。

3 市長は、前2項の規定による届出を受けたときは、その旨を吉川市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成12年吉川市条例第18号)第1条に規定する吉川市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に報告しなければならない。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による届出を受けたときは、その内容を一般の閲覧に供しなければならない。

(個人情報保護管理責任者)

第4条 市の機関は、法第5章第2節の個人情報等の取扱いを適正に行うため、個人情報保護管理責任者を定めなければならない。

(口頭による保有個人情報の提供)

第5条 市の機関があらかじめ定めた保有個人情報の提供を求めようとする者は、当該保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、口頭により保有個人情報の提供を求めることができる。

2 市の機関は、前項の規定による提供の求めがあったときは、本人であることを確認して、速やかに、提供するものとする。

(不開示情報)

第6条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、吉川市情報公開条例(平成12年吉川市条例第16号)第7条第2号ウに掲げる情報(法第78条第1項各号(第2号を除く。)に該当するものを除く。)とする。

(開示請求に係る手数料等)

第7条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付(開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されているときは、規則で定める方法による写しの交付。以下この項において同じ。)により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(開示請求書の記載事項)

第8条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

(開示決定等の期限に関する特例)

第9条 市の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「吉川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年吉川市条例第 号）第9条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(訂正請求書の記載事項)

第10条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

(訂正決定等の期限に関する特例)

第11条 市の機関が訂正決定等をする場合における法第94条第1項及び第95条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「同条第1項」とあるのは「吉川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年吉川市条例第 号）第11条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(利用停止請求書の記載事項)

第12条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

(利用停止決定等の期限に関する特例)

第13条 市の機関が利用停止決定等をする場合における法第102条第1項及び第103条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「同条第1項」とあるのは「吉川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年吉川市条例第 号）第13条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(審査会への諮問)

第14条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認め

るときは、審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（実施状況の公表）

第15条 市長は、毎年度、市の機関における個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（吉川市個人情報保護条例の廃止）

第2条 吉川市個人情報保護条例（平成12年吉川市条例第17号）は、廃止する。

（吉川市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の吉川市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第4条の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1項第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

2 次に掲げる者に係る旧条例第13条第3項の規定によるその事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務について

は、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行前において旧実施機関から委託を受けた旧条例第9条第1項に規定する個人情報取扱事務に従事していた者

(2) この条例の施行前において指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の管理する市の公の施設の管理事務に従事していた者

3 この条例の施行の日前に旧条例第14条第1項から第3項まで、第27条第1項から第3項まで又は第34条第1項から第3項までの規定による請求がされた場合における旧条例第2条第1項第7号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第1項第12号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第2項第1号又は第2号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

7 この条例の施行前にした旧条例の規定に違反する行為及び第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（吉川市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第4条 吉川市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年吉川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応

する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 吉川市情報公開条例（平成12年吉川市条例第16号。以下「情報公開条例」という。）  <u>並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び吉川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年吉川市条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）</u>に基づく諮問に応じて審査し、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るとともに、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を聴くため、吉川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</p> <p>(定義)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 吉川市情報公開条例（平成12年吉川市条例第16号。以下「情報公開条例」という。）  <u>及び吉川市個人情報保護条例（平成12年吉川市条例第17号。以下「個人情報保護条例」という。）</u>に基づく諮問に応じて審査し、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るとともに、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を聴くため、吉川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</p> <p>(定義)</p>

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問庁 情報公開条例第21条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関及び個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関をいう。

(2) 公文書 情報公開条例第13条第1項に規定する公開決定等に係る情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。

(3) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報（諮問庁が保有しているものに限る。）をいう。

(所掌事務)

第3条 審査会は、情報公開条例第21条第1項及び個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 審査会は、情報公開条例第30条第2項及び個人情報保護法施行条例第14条の規定による諮問に応じて調査審議する。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関をいう。

(2) 公文書 情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条第6号に規定する公文書をいう。

(3) 公開決定等 情報公開条例第11条並びに個人情報保護条例第21条、第30条及び第37条に規定する決定をいう。

(所掌事務)

第3条 審査会は、情報公開条例第21条第1項及び個人情報保護条例第40条第1項に規定する諮問に応じ、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 審査会は、情報公開条例第30条第2項及び個人情報保護条例第44条第2項に規定する諮問に応じて調査審議する。

3 審査会は、個人情報保護条例の規定により実施機関が審査会の意見を聴くこととされている事項について調査審議し、意見を述べる事が

<p>3 略</p> <p>4 審査会は、<u>個人情報保護法施行条例第3条第3項の規定により市長が審査会に報告すること</u>とされている事項の報告を受けるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 審査会の行う第3条第1項の規定による調査審議の手続は、公開しない。</p> <p>(審査請求に係る調査権限)</p> <p>第8条 審査会は、<u>審査請求に係る事件に関し</u>必要があると認めるときは、<u>諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報</u>の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、<u>その提示された公文書の公開又は保有個人情報の開示</u>を求めることができない。</p> <p>2 審査会は、<u>審査請求に係る事件に関し</u>必要があると認めるときは、<u>諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報</u>の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>3 <u>諮問庁</u>は、審査会から前2項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p>	<p>できる。</p> <p>4 略</p> <p>5 審査会は、<u>個人情報保護条例の規定により実施機関が審査会に報告すること</u>とされている事項の報告を受けるものとする。</p> <p>6 略</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 審査会の行う第3条第1項による調査審議の手続は、公開しない。</p> <p>(調査権限)</p> <p>第8条 審査会は、<u>第3条第1項による調査審議において</u>必要があると認めるときは、<u>諮問をした実施機関</u>（以下「<u>諮問実施機関</u>」という。）に対し、<u>審査請求のあった公開決定等に係る公文書の提示</u>を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、<u>提示された当該公文書の公開</u>を求めることができない。</p> <p>2 審査会は、必要があると認めるときは、<u>諮問実施機関</u>に対し、<u>審査請求のあった公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容</u>を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>3 <u>諮問実施機関</u>は、審査会から前2項の規定による求めがあったときは、これを拒んではなら</p>
--	---



<p>4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人<u>(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)</u>又は<u>諮問庁</u>(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料(以下「意見書等」という。)の提出を求めること、<u>適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</u></p> <p>(提出意見書等の写しの送付等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書等の閲覧<u>(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)</u>を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害すると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第12条 審査会は、<u>審査請求に係る諮問</u>に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>(審査請求に係る事件以外の事項に関する調査</p>	<p>ない。</p> <p>4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は<u>諮問実施機関</u>(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料(以下「意見書等」という。)の提出を求めること、<u>適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</u></p> <p>(提出意見書等の写しの送付等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書等の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害すると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>(関係者の出席等)</p>
---	---

<p>権限)</p> <p>第13条 審査会は、第3条第2項、第3項及び第5項に規定する所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、<u>市の機関に対して、資料の提出、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。</u></p> <p>2 審査会は、第3条第2項、第3項及び第5項に規定する所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、<u>市の機関以外の者に対して、資料の提出、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。</u></p>	<p>第13条 審査会は、第3条第2項から第4項までの規定による審議又は建議のため必要があると認めるときは、<u>実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</u></p>
---	--

(吉川市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 旧条例第40条第1項の規定（附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）による諮問がされた場合における審査会の行う審査請求に係る調査審議の手續については、なお従前の例による。

令和4年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が一部改正され、令和5年4月1日から地方公共団体の個人情報保護制度が同法の適用となることに伴い、現行の吉川市個人情報保護条例（平成12年吉川市条例第17号）を廃止するとともに、同法により委任された事項等を定めたいので、この案を提出するものである。

## 第91号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年吉川町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の220</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の215</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年12月2日提出

提案理由

議会の議員の期末手当の支給額を改定したいので、この案を提出するものである。

## 第92号議案

吉川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(吉川市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 吉川市職員の定年等に関する条例(昭和59年吉川町条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 定年制度(第2条—第5条)</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条— 第11条)</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・ 第13条)</u></p> <p><u>第5章 雑則(第14条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7の規定に基づき、職員<sup>の</sup>の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 定年制度

(定年)

第3条 職員<sup>の</sup>の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条各項の規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条各項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条各項

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員<sup>の</sup>の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年)

第3条 職員<sup>の</sup>の定年は、年齢60年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

の規定により当該異動期間を延長した場合の当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得な

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得な

ればならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 略

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 吉川市職員の給与に関する条例(昭和32年吉川町条例第13号)第7条の3第1項に規定する職

(2) 吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年吉川町条例第8号)第4条に規定する職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

ければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 略



第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より

下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員が他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるた

め、当該職員<sup>の</sup>他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以  
後に退職（臨時的に任用される職員その他の法  
律により任期を定めて任用される職員及び非常  
勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下  
この条及び次条において「年齢60年以上退職  
者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則  
で定める情報に基づく選考により、短時間勤務  
の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通  
常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職  
務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職  
員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い  
時間である職をいう。以下この条において同  
じ。）に採用することができる。ただし、年齢6  
0年以上退職者がその者を採用しようとする短  
時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間  
勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職  
でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を  
占めているものとした場合における定年退職日  
をいう。）を経過した者であるときは、この限り  
でない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほ  
か、市が加入する地方公共団体の組合の年齢6  
0歳以上退職者を、従前の勤務実績その他の規  
則で定める情報に基づく選考により、短時間勤  
務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定

を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(経過措置)

2 第4条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号。以下「改正法」という。）附則第3条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第4条第1項中「第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条」と、同項及び同条第2項中「当該職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和60年3月31日」と読み替えるものとする。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3	61年
-----------------	-----

附 則

(経過措置)

2 第4条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号。以下「改正法」という。）附則第3条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第4条第1項中「第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条」と、同項及び同条第2項中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和60年3月31日」と読み替えるものとする。

月 31 日まで	
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	6 2 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	6 3 年
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	6 4 年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢 60 年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を

<p><u>提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u></p>	
--	--

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する条例（昭和30年吉川町条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(降給に関する経過措置)</u></p> <p><u>2 当分の間、次に掲げる措置については、法第27条第2項に規定する降給とみなす。</u></p> <p><u>(1) 吉川市職員の給与に関する条例（昭和32年吉川町条例第13号）附則第22項の措置</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる措置に相当するもので規則その他の規程で定めるもの</u></p> <p><u>3 前項の措置の適用を受ける職員には、任命権</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

<p><u>者が定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>	
--	--

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年吉川町条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し定めることを目的とする。</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日</u>に受ける給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額（吉川市会計年度任用職員の給料等に関する条例（令和元年吉川市条例第12号）第3条第4項から第6項まで及び第5条の報酬の基本額に限る。))の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるも</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し定めることを目的とする。</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額（吉川市会計年度任用職員の給料等に関する条例（令和元年吉川市条例第12号）第3条第4項から第6項まで及び第5条の報酬の基本額に限る。))の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>



のとする。	
-------	--

(吉川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 吉川市職員の給与に関する条例（昭和32年吉川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動後項号」という。）が存在しない場合には、当該移動条（以下この条において「削除条」という。）を削り、移動後項号に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後項号（以下この条において「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項号を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる昇給の場合における職員を第4項の規定により昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 職員が55歳に達した日後の最初の4月1日から60歳に達した日以後の最初の3月31日までの昇給の場合</u> 第4項に規定する期</p>	<p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>職員が55歳に達した日後の最初の4月1日以降の昇給に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。</u></p>

間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を2号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

(2) 職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以降の昇給の場合 職員が第4項に規定する期間の全部を特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

7～9 略

10 地方公務員法第22条の4第1項又は第2条の5第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年吉川町条例第19号）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

7～9 略

10 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第4条の2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、この規定に

<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～ス 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3～6 略</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達す</p>	<p>よる給料月額に、吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年吉川町条例第19号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア～ス 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3～6 略</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの</p>
--	--

<p>るまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する</p>	<p>間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3～6 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の</p>
--	--

<p>地域手当の月額合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第19条の3 第7条の2、第8条、第9条及び第9条の3の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>21 略</p> <p>(<u>職員の定年制度に関する措置等</u>)</p> <p>22 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第24項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p>	<p>合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該<u>再任用職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p> <p>第19条の3 第7条の2、第8条、第9条及び第9条の3の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。</p> <p>附 則</p> <p>21 略</p>
---	--

2 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 吉川市職員の定年等に関する条例（昭和59年吉川町条例第1号）第9条各項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条各項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 吉川市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

2 4 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第26項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第22項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額の100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以

上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第22項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

25 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員が受ける給料月額」とする。

26 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第22項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第24項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第24項及び第25項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

27 附則第24項又は前項の規定による給料を

支給される職員以外の附則第22項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

28 附則第22項から前項までに定めるもののほか、附則第22項の規定による給料月額、附則第24項の規定による給料その他附則第22項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第3条関係)

給料表								
(単位 円)								
略	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	略							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
	21 5, 20 0	25 5, 20 0	27 4, 60 0	28 9, 70 0	31 5, 10 0	35 6, 80 0	38 9, 90 0	

別表第1 (第3条関係)

給料表								
(単位 円)								
略	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	略							
再任用 職員	21 5, 20 0	25 5, 20 0	27 4, 60 0	28 9, 70 0	31 5, 10 0	35 6, 80 0	38 9, 90 0	



(吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年吉川町条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(第20条において単に「会計年度任用職員」という。)及び同法<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(<u>定年前再任用短時間職員</u>についての適用除外)</p> <p>第21条 第5条、第6条及び第8条の規定は、地方公務員法<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(第20条において単に「会計年度任用職員」という。)及び同法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(<u>再任用職員</u>についての適用除外)</p> <p>第21条 第5条、第6条及び第8条の規定は、地方公務員法<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p>

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年吉川町条例第1号)の一部を次のよう

に改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 吉川市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p>
<p>(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)</p> <p>第17条 育児休業法第10条第1項本文の承認を受けた職員（育児休業法第17条前段の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）に</p>	<p>(育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)</p> <p>第17条 育児休業法第10条第1項本文の承認を受けた職員（育児休業法第17条前段の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）に</p>

ついでの給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第10条第2項 第2号	定年前再任用短 時間勤務職員及 び任期付短時間 勤務職員	略
略		

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第19条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第10条第2項 第2号	定年前再任用短 時間勤務職員	略
略		
第19条の3	略	
	定年前再任用短 時間勤務職員	略

(部分休業をすることができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

ついでに給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第10条第2項 第2号	再任用短時間勤 務職員及び任期 付短時間勤務職 員	略
略		

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第19条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第10条第2項 第2号	再任用短時間勤 務職員	略
略		
第19条の3	略	
	再任用職員	略

(部分休業をすることができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

<p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の規定による承認（次項及び次条において「部分休業の承認」という。）は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の規定による承認（次項及び次条において「部分休業の承認」という。）は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2及び3 略</p>
--	--

（吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第7条 吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年吉川町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 略</p>	<p>（1週間の勤務時間）</p> <p>第2条 略</p>

<p>2 略</p> <p>3 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員で<u>同項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4及び5 略</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を</p>	<p>2 略</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員で<u>同法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4及び5 略</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を</p>
---	--

割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

#### 第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

#### 第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

<p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、1の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇)</p> <p>第19条 非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、1の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇)</p> <p>第19条 非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>
--	--

(公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正)

第8条 公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成14年吉川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動

後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 <u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員を除く。)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>吉川市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法 <u>(昭和25年法律第261号)</u> 第22条に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>



3 略	3 略
-----	-----

(吉川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 吉川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年吉川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p style="text-align: center;">(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>

(吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第10条 吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年吉川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 特定業務等従事任期付職員に対する給与条例第18条第3項及び第5項並びに第19条第2項各号の規定の適用については、給与条例第18条第3項中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年吉川市条例第25号）第8条第1項に規定する特定業務等従事任期付職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）」と、給与条例第18条第5項中「給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものその他職務の複雑、困難、責任の度等を考慮して規則で定める職員」とあるのは「特定業務等従事任期付職員」と、給与条例第19条第2項各号中「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「特定業務等従事任期付職員」とする。</p>	<p>(特定任期付職員等の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 特定業務等従事任期付職員に対する給与条例第18条第3項及び第5項並びに第19条第2項各号の規定の適用については、給与条例第18条第3項中「<u>再任用職員</u>」とあるのは「吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年吉川市条例第25号）第8条第1項に規定する特定業務等従事任期付職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）」と、給与条例第18条第5項中「給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものその他職務の複雑、困難、責任の度等を考慮して規則で定める職員」とあるのは「特定業務等従事任期付職員」と、給与条例第19条第2項各号中「<u>再任用職員</u>」とあるのは「特定業務等従事任期付職員」とする。</p>
---	---

(吉川市職員の再任用に関する条例の廃止)

第11条 吉川市職員の再任用に関する条例（平成13年吉川市条例第24号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第10条の規定は、公布の日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- (2) 新地方公務員法 令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）をいう。
- (3) 短時間勤務の職 新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。
- (4) 旧条例 第1条の規定による改正前の吉川市職員の定年等に関する条例をいう。
- (5) 新条例 第1条の規定による改正後の吉川市職員の定年等に関する条例をいう。
- (6) 旧条例定年 旧条例第3条に規定する定年をいう。
- (7) 新条例定年 新条例第3条に規定する定年をいう。
- (8) 旧条例定年相当年齢 短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。
- (9) 新条例定年相当年齢 短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。
- (10) 暫定再任用職員 附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。
- (11) 暫定再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員のうち、附則第5条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。
- (12) 定年前再任用短時間勤務職員 新条例第12条の規定により採用された職員をいう。
- (13) 特定年齢到達年度の末日 年齢65年に達する日以後における最初の3月31

日をいう。

(14) 新給与条例 第4条の規定による改正後の吉川市職員の給与に関する条例をいう。

(吉川市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第3条 任命権者は、施行日前に旧条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(吉川市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以

後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をさ

れたことがあるもの

- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第6条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る

年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項各号に掲げる職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項各号に掲げる職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第8条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第4条及び第5条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項各号に掲げる職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項各号に掲げる職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(吉川市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に

関する経過措置)

第9条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第10条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（吉川市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う職員の給与に関する経過措置）

第11条 新給与条例附則第22項から第28項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第12条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に



規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年吉川町条例第19号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第18条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第19条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び吉川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第 号）附則第2条第10号に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 新給与条例第4条第4項から第10項まで、第7条の2、第8条から第9条まで並びに第9条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 暫定再任用職員に対しては、第5条の規定による改正後の吉川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第21条の規定を適用する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第20条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなす。

(吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 暫定再任用短時間勤務職員は、第7条の規定による改正後の吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 暫定再任用職員は、第8条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員とみなす。

令和4年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の公布に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、これに合わせて管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等をしたいため、この案を提出するものである。

### 第93号議案

市長及び副市長の給与等に関する条例及び吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和44年吉川町条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額、 <u>100分の220</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額、 <u>100分の215</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

(吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 吉川市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和44年吉川町条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給額を改定したいので、この案を提出するものである。

第94号議案

吉川市職員の給与に関する条例及び吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(吉川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 吉川市職員の給与に関する条例(昭和32年吉川町条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別紙と表示された部分にあつては、当該別紙中下線が引かれた部分。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別紙と表示された部分にあつては、当該別紙中下線が引かれた部分)に改める。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p>

<p>得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額<u>に、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別紙2</p>	<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額<u>に100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別紙1</p>
---	---

第2条 吉川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべ</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額<u>に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべ</u></p>

<p>き扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>き扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
---	---

(吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年吉川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前												
<p>(特定任期付職員の給料表等)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="276 1765 815 1966"> <tr> <td>職務の級</td> <td>給料月額（円）</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td><u>376,000</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2及び3 略</p>	職務の級	給料月額（円）	1級	<u>376,000</u>	略		<p>(特定任期付職員の給料表等)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="866 1765 1406 1966"> <tr> <td>職務の級</td> <td>給料月額（円）</td> </tr> <tr> <td>1級</td> <td><u>375,000</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2及び3 略</p>	職務の級	給料月額（円）	1級	<u>375,000</u>	略	
職務の級	給料月額（円）												
1級	<u>376,000</u>												
略													
職務の級	給料月額（円）												
1級	<u>375,000</u>												
略													

<p>(特定業務等従事任期付職員の給料表等)</p> <p>第8条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td><u>175,300</u></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td><u>191,700</u></td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td><u>234,400</u></td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td><u>266,000</u></td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td><u>290,700</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2及び3 略</p>	職務の級	給料月額（円）	1級	<u>175,300</u>	2級	<u>191,700</u>	3級	<u>234,400</u>	4級	<u>266,000</u>	5級	<u>290,700</u>	<p>(特定業務等従事任期付職員の給料表等)</p> <p>第8条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td><u>171,700</u></td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td><u>188,700</u></td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td><u>231,500</u></td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td><u>264,200</u></td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td><u>289,700</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2及び3 略</p>	職務の級	給料月額（円）	1級	<u>171,700</u>	2級	<u>188,700</u>	3級	<u>231,500</u>	4級	<u>264,200</u>	5級	<u>289,700</u>
職務の級	給料月額（円）																								
1級	<u>175,300</u>																								
2級	<u>191,700</u>																								
3級	<u>234,400</u>																								
4級	<u>266,000</u>																								
5級	<u>290,700</u>																								
職務の級	給料月額（円）																								
1級	<u>171,700</u>																								
2級	<u>188,700</u>																								
3級	<u>231,500</u>																								
4級	<u>264,200</u>																								
5級	<u>289,700</u>																								

## 附 則

### (施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の吉川市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

### (給与の内払)

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の吉川市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の吉川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。



(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和4年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

一般職の職員の給料及び手当の額を改定したいので、この案を提出するものである。

## 別紙 1

## 別表第 1 (第 3 条関係)

## 給料表

(単位 円)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	<u>146,100</u>	<u>231,500</u>	<u>264,200</u>	<u>289,700</u>	319,200	362,900	408,100
	2	<u>147,200</u>	<u>233,100</u>	<u>266,000</u>	<u>291,900</u>	321,400	365,500	410,500
	3	<u>148,400</u>	<u>234,600</u>	<u>267,800</u>	<u>294,000</u>	323,700	367,900	413,000
	4	<u>149,500</u>	<u>236,200</u>	<u>269,900</u>	<u>296,000</u>	325,900	370,500	415,400
	5	<u>150,600</u>	<u>237,600</u>	<u>271,600</u>	<u>297,900</u>	328,100	372,400	417,300
	6	<u>151,700</u>	<u>239,300</u>	<u>273,400</u>	<u>300,000</u>	330,100	374,900	419,600
	7	<u>152,800</u>	<u>240,800</u>	<u>275,200</u>	<u>302,200</u>	332,300	377,200	421,700
	8	<u>153,900</u>	<u>242,400</u>	<u>277,200</u>	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	<u>154,900</u>	<u>243,500</u>	<u>279,200</u>	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	<u>156,300</u>	<u>245,000</u>	<u>281,200</u>	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	<u>157,600</u>	<u>246,600</u>	<u>283,100</u>	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	<u>158,900</u>	<u>247,900</u>	<u>285,000</u>	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	<u>160,100</u>	<u>249,400</u>	<u>287,000</u>	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	<u>161,600</u>	<u>250,800</u>	<u>288,900</u>	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	<u>163,100</u>	<u>252,100</u>	<u>290,800</u>	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	<u>164,700</u>	<u>253,500</u>	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	<u>165,900</u>	<u>255,000</u>	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	<u>167,400</u>	<u>256,500</u>	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	<u>168,900</u>	<u>258,200</u>	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	<u>170,400</u>	<u>260,000</u>	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	<u>171,700</u>	<u>261,600</u>	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	<u>174,400</u>	<u>263,300</u>	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	<u>177,000</u>	<u>264,900</u>	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	<u>179,600</u>	<u>266,500</u>	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	<u>182,200</u>	<u>268,400</u>	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	<u>183,900</u>	<u>270,200</u>	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	<u>185,500</u>	<u>271,900</u>	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	<u>187,200</u>	<u>273,600</u>	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	<u>188,700</u>	<u>275,300</u>	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	<u>190,400</u>	<u>277,000</u>	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	<u>192,200</u>	<u>278,800</u>	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	<u>193,900</u>	<u>280,300</u>	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	<u>195,500</u>	<u>281,800</u>	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	<u>197,300</u>	<u>283,700</u>	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	<u>199,100</u>	<u>285,500</u>	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700

再任職員以外の職員

36	<u>200,900</u>	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	<u>202,400</u>	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	<u>204,200</u>	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	<u>206,000</u>	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	<u>207,800</u>	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	<u>209,400</u>	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	<u>211,200</u>	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	<u>213,000</u>	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	<u>214,800</u>	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	<u>216,200</u>	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	<u>218,000</u>	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	469,100
47	<u>219,700</u>	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	469,500
48	<u>221,500</u>	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	469,800
49	<u>223,200</u>	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	470,100
50	<u>224,900</u>	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	470,600
51	<u>226,500</u>	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	471,000
52	<u>228,100</u>	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	471,300
53	<u>229,500</u>	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	471,600
54	<u>231,200</u>	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	472,100
55	<u>232,800</u>	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	472,500
56	<u>234,400</u>	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	472,800
57	<u>235,400</u>	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	473,100
58	<u>236,900</u>	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	473,600
59	<u>238,300</u>	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	474,000
60	<u>239,500</u>	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	474,300
61	<u>240,700</u>	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	474,600
62	<u>241,900</u>	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300	475,100
63	<u>242,900</u>	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600	475,500
64	<u>244,100</u>	327,300	366,600	382,900	404,700	445,900	475,800
65	<u>245,400</u>	328,200	366,900	383,300	405,000	446,200	476,100
66	<u>246,400</u>	328,600	367,600	383,900	405,300	446,600	476,600
67	<u>247,600</u>	329,300	368,300	384,500	405,600	446,900	477,000
68	<u>248,900</u>	330,100	369,000	385,100	405,900	447,200	477,300
69	<u>249,800</u>	330,900	369,300	385,500	406,100	447,500	477,600
70	<u>251,100</u>	331,600	369,900	386,000	406,400	447,900	478,100
71	<u>252,300</u>	332,300	370,600	386,500	406,700	448,200	478,500
72	<u>253,600</u>	333,000	371,200	387,100	407,000	448,500	478,800
73	<u>255,000</u>	333,500	371,500	387,400	407,200	448,800	479,100
74	<u>256,400</u>	334,100	372,100	387,800	407,500	449,200	
75	<u>257,600</u>	334,600	372,800	388,200	407,800	449,500	

76	<u>258,800</u>	335,200	373,400	388,600	408,000	449,800	
77	<u>260,000</u>	335,500	373,800	388,900	408,200	450,100	
78	<u>261,200</u>	336,000	374,300	389,200	408,500	450,500	
79	<u>262,500</u>	336,400	374,900	389,500	408,800	450,800	
80	<u>263,600</u>	336,900	375,400	389,800	409,000	451,100	
81	<u>264,700</u>	337,300	375,900	390,000	409,200	451,400	
82	<u>265,800</u>	337,800	376,500	390,300	409,500	451,800	
83	<u>267,100</u>	338,300	377,000	390,600	409,800	452,100	
84	<u>268,400</u>	338,800	377,300	390,800	410,000	452,400	
85	<u>269,400</u>	339,100	377,700	391,000	410,200	452,700	
86	<u>270,500</u>	339,500	378,200	391,300	410,500	453,100	
87	<u>271,800</u>	340,000	378,600	391,600	410,800	453,400	
88	273,100	340,400	379,000	391,800	411,000	453,700	
89	274,000	340,700	379,400	392,000	411,200	454,000	
90	275,000	341,100	379,900	392,300	411,500	454,400	
91	275,900	341,600	380,300	392,600	411,800	454,700	
92	277,000	342,000	380,700	392,800	412,000	455,000	
93	278,100	342,200	381,000	393,000	412,200	455,300	
94	279,100	342,600	381,500	393,300	412,500	455,700	
95	280,000	343,100	381,900	393,600	412,800	456,000	
96	281,000	343,500	382,300	393,800	413,000	456,300	
97	281,500	343,700	382,600	394,000	413,200	456,600	
98	282,400	344,100	383,100	394,300	413,500		
99	283,100	344,500	383,500	394,600	413,800		
100	284,000	344,800	383,900	394,800	414,000		
101	285,000	345,100	384,200	395,000	414,200		
102	285,800	345,500	384,700	395,300	414,500		
103	286,600	345,900	385,100	395,600	414,800		
104	287,400	346,300	385,500	395,800	415,000		
105	288,200	346,800	385,800	396,000	415,200		
106	288,700	347,200	386,300	396,300	415,500		
107	289,100	347,600	386,700	396,600	415,800		
108	289,600	348,000	387,100	396,800	416,000		
109	289,800	348,500	387,400	397,000	416,200		
110	290,100	348,900	387,900	397,300	416,500		
111	290,300	349,200	388,300	397,600	416,800		
112	290,700	349,500	388,700	397,800	417,000		
113	290,900	350,000	389,000	398,000	417,200		
114		350,400	389,500	398,300	417,500		
115		350,700	389,900	398,600	417,800		

	116		351,000	390,300	398,800	418,000		
	117		351,500	390,600	399,000	418,200		
	118		351,900	391,100	399,300			
	119		352,200	391,500	399,600			
	120		352,500	391,900	399,800			
	121		353,000	392,200	400,000			
	122		353,400	392,700	400,300			
	123		353,700	393,100	400,600			
	124		354,000	393,500	400,800			
	125		354,500	393,800	401,000			
	126		354,900					
	127		355,200					
	128		355,500					
	129		356,000					
	130		356,400					
	131		356,700					
	132		357,000					
	133		357,500					
再任用 職員		215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

## 別紙 2

## 別表第 1 (第 3 条関係)

## 給料表

(単位 円)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	<u>150,100</u>	<u>234,400</u>	<u>266,000</u>	<u>290,700</u>	319,200	362,900	408,100
	2	<u>151,200</u>	<u>236,000</u>	<u>267,700</u>	<u>292,900</u>	321,400	365,500	410,500
	3	<u>152,400</u>	<u>237,500</u>	<u>269,200</u>	<u>295,000</u>	323,700	367,900	413,000
	4	<u>153,500</u>	<u>239,000</u>	<u>271,000</u>	<u>297,000</u>	325,900	370,500	415,400
	5	<u>154,600</u>	<u>240,300</u>	<u>272,700</u>	<u>298,800</u>	328,100	372,400	417,300
	6	<u>155,700</u>	<u>241,900</u>	<u>274,500</u>	<u>300,800</u>	330,100	374,900	419,600
	7	<u>156,800</u>	<u>243,400</u>	<u>276,300</u>	<u>302,600</u>	332,300	377,200	421,700
	8	<u>157,900</u>	<u>244,900</u>	<u>278,300</u>	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	<u>158,900</u>	<u>246,000</u>	<u>280,200</u>	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	<u>160,300</u>	<u>247,500</u>	<u>282,200</u>	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	<u>161,600</u>	<u>249,000</u>	<u>284,100</u>	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	<u>162,900</u>	<u>250,300</u>	<u>286,000</u>	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	<u>164,100</u>	<u>251,800</u>	<u>287,900</u>	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	<u>165,600</u>	<u>253,000</u>	<u>289,700</u>	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	<u>167,100</u>	<u>254,300</u>	<u>291,200</u>	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	<u>168,700</u>	<u>255,500</u>	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	<u>169,800</u>	<u>256,800</u>	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	<u>171,200</u>	<u>258,200</u>	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	<u>172,600</u>	<u>259,600</u>	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	<u>174,000</u>	<u>261,100</u>	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	<u>175,300</u>	<u>262,700</u>	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	<u>177,800</u>	<u>264,400</u>	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	<u>180,300</u>	<u>266,000</u>	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	<u>182,800</u>	<u>267,600</u>	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	<u>185,200</u>	<u>269,400</u>	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	<u>186,900</u>	<u>271,200</u>	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	<u>188,500</u>	<u>272,900</u>	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	<u>190,200</u>	<u>274,600</u>	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	<u>191,700</u>	<u>276,200</u>	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	<u>193,400</u>	<u>277,900</u>	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	<u>195,200</u>	<u>279,700</u>	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	<u>196,900</u>	<u>281,200</u>	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	<u>198,500</u>	<u>282,400</u>	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	<u>200,300</u>	<u>284,100</u>	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	<u>202,100</u>	<u>285,700</u>	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700

再任職員以外の職員

36	<u>203,900</u>	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	<u>205,400</u>	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	<u>207,200</u>	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	<u>209,000</u>	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	<u>210,800</u>	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	<u>212,400</u>	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	<u>214,200</u>	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	<u>216,000</u>	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	<u>217,800</u>	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	<u>219,200</u>	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	<u>221,000</u>	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	469,100
47	<u>222,700</u>	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	469,500
48	<u>224,500</u>	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	469,800
49	<u>226,100</u>	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	470,100
50	<u>227,800</u>	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	470,600
51	<u>229,400</u>	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	471,000
52	<u>230,900</u>	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	471,300
53	<u>232,200</u>	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	471,600
54	<u>233,800</u>	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	472,100
55	<u>235,400</u>	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	472,500
56	<u>236,900</u>	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	472,800
57	<u>237,900</u>	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	473,100
58	<u>239,400</u>	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	473,600
59	<u>240,700</u>	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	474,000
60	<u>241,900</u>	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	474,300
61	<u>243,100</u>	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	474,600
62	<u>244,100</u>	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300	475,100
63	<u>245,100</u>	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600	475,500
64	<u>246,100</u>	327,300	366,600	382,900	404,700	445,900	475,800
65	<u>247,200</u>	328,200	366,900	383,300	405,000	446,200	476,100
66	<u>248,100</u>	328,600	367,600	383,900	405,300	446,600	476,600
67	<u>249,000</u>	329,300	368,300	384,500	405,600	446,900	477,000
68	<u>250,000</u>	330,100	369,000	385,100	405,900	447,200	477,300
69	<u>250,900</u>	330,900	369,300	385,500	406,100	447,500	477,600
70	<u>252,200</u>	331,600	369,900	386,000	406,400	447,900	478,100
71	<u>253,400</u>	332,300	370,600	386,500	406,700	448,200	478,500
72	<u>254,700</u>	333,000	371,200	387,100	407,000	448,500	478,800
73	<u>256,000</u>	333,500	371,500	387,400	407,200	448,800	479,100
74	<u>257,400</u>	334,100	372,100	387,800	407,500	449,200	
75	<u>258,600</u>	334,600	372,800	388,200	407,800	449,500	

76	<u>259,800</u>	335,200	373,400	388,600	408,000	449,800	
77	<u>260,900</u>	335,500	373,800	388,900	408,200	450,100	
78	<u>262,100</u>	336,000	374,300	389,200	408,500	450,500	
79	<u>263,400</u>	336,400	374,900	389,500	408,800	450,800	
80	<u>264,500</u>	336,900	375,400	389,800	409,000	451,100	
81	<u>265,600</u>	337,300	375,900	390,000	409,200	451,400	
82	<u>266,600</u>	337,800	376,500	390,300	409,500	451,800	
83	<u>267,800</u>	338,300	377,000	390,600	409,800	452,100	
84	<u>268,900</u>	338,800	377,300	390,800	410,000	452,400	
85	<u>269,900</u>	339,100	377,700	391,000	410,200	452,700	
86	<u>270,900</u>	339,500	378,200	391,300	410,500	453,100	
87	<u>272,000</u>	340,000	378,600	391,600	410,800	453,400	
88	273,100	340,400	379,000	391,800	411,000	453,700	
89	274,000	340,700	379,400	392,000	411,200	454,000	
90	275,000	341,100	379,900	392,300	411,500	454,400	
91	275,900	341,600	380,300	392,600	411,800	454,700	
92	277,000	342,000	380,700	392,800	412,000	455,000	
93	278,100	342,200	381,000	393,000	412,200	455,300	
94	279,100	342,600	381,500	393,300	412,500	455,700	
95	280,000	343,100	381,900	393,600	412,800	456,000	
96	281,000	343,500	382,300	393,800	413,000	456,300	
97	281,500	343,700	382,600	394,000	413,200	456,600	
98	282,400	344,100	383,100	394,300	413,500		
99	283,100	344,500	383,500	394,600	413,800		
100	284,000	344,800	383,900	394,800	414,000		
101	285,000	345,100	384,200	395,000	414,200		
102	285,800	345,500	384,700	395,300	414,500		
103	286,600	345,900	385,100	395,600	414,800		
104	287,400	346,300	385,500	395,800	415,000		
105	288,200	346,800	385,800	396,000	415,200		
106	288,700	347,200	386,300	396,300	415,500		
107	289,100	347,600	386,700	396,600	415,800		
108	289,600	348,000	387,100	396,800	416,000		
109	289,800	348,500	387,400	397,000	416,200		
110	290,100	348,900	387,900	397,300	416,500		
111	290,300	349,200	388,300	397,600	416,800		
112	290,700	349,500	388,700	397,800	417,000		
113	290,900	350,000	389,000	398,000	417,200		
114		350,400	389,500	398,300	417,500		
115		350,700	389,900	398,600	417,800		



	116		351,000	390,300	398,800	418,000		
	117		351,500	390,600	399,000	418,200		
	118		351,900	391,100	399,300			
	119		352,200	391,500	399,600			
	120		352,500	391,900	399,800			
	121		353,000	392,200	400,000			
	122		353,400	392,700	400,300			
	123		353,700	393,100	400,600			
	124		354,000	393,500	400,800			
	125		354,500	393,800	401,000			
	126		354,900					
	127		355,200					
	128		355,500					
	129		356,000					
	130		356,400					
	131		356,700					
	132		357,000					
	133		357,500					
再任用 職員		215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

## 第95号議案

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

- 1 公の施設の名称 吉川市老人福祉センター
- 2 指定管理者として指定するもの  
主たる事務所の所在地 埼玉県吉川市吉川一丁目14番地40  
名 称 特定非営利活動法人たすけあい・よしかわ  
代 表 者 職 氏 名 代表理事 野田妙子
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで  
令和4年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

吉川市老人福祉センターの指定管理者について、その指定の期間が令和5年3月31日をもって満了となるため、令和5年4月1日からの指定管理者として、特定非営利活動法人たすけあい・よしかわを指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

## 第96号議案

### 工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区盛土工事（その12）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 市議会の議決を得た日から令和5年3月31日まで
- 4 請負金額 変更前 352,000,000円  
変更後 345,165,700円
- 5 受注者 住 所 埼玉県吉川市中央三丁目38番地9  
氏名又は名称 金杉建設株式会社吉川支店  
代表者職氏名 支店長 藤沼修

令和4年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

令和4年3月14日付けで効力が発生した吉川美南駅東口周辺地区盛土工事(その12)の請負契約について、工事進捗を図るため盛土箇所を増工するとともに、JR武蔵野線沿いの水路工事の進捗に合わせて仮設水路の撤去範囲を調整し、及び県道歩道部の拡幅に伴う整備に当たり、地権者との協議に不測の時間を要したため、一部先送りすることとなった工事を減工することから、請負金額の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

## 第97号議案

### 工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区下水道管布設工事（その10）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 市議会の議決を得た日から令和5年3月24日まで
- 4 請負金額 変更前 295,900,000円  
変更後 297,800,800円
- 5 受注者 住 所 埼玉県吉川市中央三丁目38番地9  
氏名又は名称 金杉建設株式会社吉川支店  
代表者職氏名 支店長 藤沼修

令和4年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

令和4年6月9日付けで効力が発生した吉川美南駅東口周辺地区下水道管布設工事（その10）の請負契約について、掘削する底面地盤の止水性及び工事施工の安全性を確保するため、薬液注入の本数を増加させるとともに、仮設資材の長さの変更を行うことから、請負金額の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

## 第98号議案

### 工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区水路工事（その11）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 市議会の議決を得た日から令和5年3月24日まで
- 4 請負金額 変更前 190,300,000円  
変更後 199,117,600円
- 5 受注者 住 所 埼玉県吉川市吉川一丁目28番地8  
氏名又は名称 日清建設株式会社東部営業所  
代表者職氏名 所長 早川明男

令和4年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

令和4年6月9日付けで効力が発生した吉川美南駅東口周辺地区水路工事（その11）の請負契約について、工事箇所に隣接する事業所の営業に支障を来すことが見込まれるため、工事の区間の一部を昼間施工から夜間施工に切り替えることから、請負金額の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第99号議案

市道の路線廃止及び認定について

次のとおり市道の路線廃止及び路線認定をすることについて議決を求める。

1 路線廃止

路線名	起 点	終 点
1-108	大字下内川字大荷845番地先	大字南広島字下谷1956番地先
1-423	大字下内川字大荷724番地先	大字下内川字太田沼779番地先
1-510	大字上内川字下根通1615番地先	大字上内川字上中島373番地先
1-568	大字下内川字大荷715番地先	大字下内川字大荷660番地先
1-832	大字上内川字上根通589番地先	大字上内川字上根通587番地先
1-1296	大字下内川字腰巻16番地先	大字下内川字腰巻14番地先
1-1330	大字下内川字大荷720番地先	大字下内川字大荷903番地先
2-359	大字高久字小張819番地先	大字高久字小張1043番地先
2-360	大字中曽根字九反1380番地先	大字中曽根字八幡909番地先
2-361	大字中曽根字九反1257番地先	大字中曽根字八幡1070番地先
2-467	大字中曽根字九反1362番地先	大字中曽根字九反1270番地先
2-468	大字中曽根字九反1204番地先	大字中曽根字九反1186番地先
2-469	大字中曽根字九反1185番地先	大字中曽根字九反1245番地先
2-650	大字中曽根字九反1301番地先	大字中曽根字九反1287番地先
2-651	大字中曽根字八幡1058番地先	大字中曽根字八幡1339番地先
2-652	大字中曽根字九反1227番地先	大字中曽根字九反1217番地先
2-1122	大字高久字佐左エ門456番地先	大字高久字佐左エ門418番地先
2-1123	大字高久字町田406番地先	大字高久字町田413番地先
2-1124	大字高久字小張806番地先	大字高久字小張907番地先
2-1125	大字高久字小張912番地先	大字高久字小張991番地先
2-1126	大字高久字小張890番地先	大字高久字小張900番地先
2-1127	大字高久字小張1041番地先	大字高久字小張1020番地先
2-1128	大字高久字小張1020番地先	大字高久字小張990番地先

2-1129	大字中曾根字八幡1048番地先	大字中曾根字八幡1056番地先
2-1130	大字道庭字堤外521番地先	大字道庭字堤外520番地先
2-1131	大字道庭字堤外520番地先	大字道庭字堤外529番地先
2-1133	大字中曾根字川戸沼1176番地先	大字道庭字堤外562番地先
2-1689	大字高久字佐左工門553番地先	大字高久字佐左工門536番地先
2-1690	大字高久字佐左工門464番地先	大字高久字佐左工門528番地先
2-1691	大字高久字町田392番地先	大字高久字町田399番地先
2-1694	大字中曾根字九反1360番地先	大字中曾根字九反1361番地先
2-1695	大字中曾根字八幡916番地先	大字高久字小張925番地先
2-1696	大字高久字佐左工門570番地先	大字高久字佐左工門566番地先
3-654	三輪野江二丁目151番地先	三輪野江二丁目170番地先
3-655	三輪野江二丁目125番地先	三輪野江二丁目170番地先
3-656	三輪野江二丁目151番地先	三輪野江二丁目163番地先

## 2 路線認定

路線名	起 点	終 点
1-108	大字下内川字大荷668番1地先	大字南広島字下谷1956番地先
1-423	大字下内川字大荷733番1地先	大字下内川字太田沼779番地先
1-509	大字上内川字下根通1610番1地先	大字上内川字下根通1659番39地先
1-510	大字上内川字上根通576番1地先	大字上内川字上中島373番地先
1-568	大字下内川字大荷703番2地先	大字下内川字大荷660番地先
1-832	大字上内川字上根通589番地先	大字上内川字上根通587番1地先
2-222	大字高久字小張813番1地先	大字高久字町田404番3地先
2-223	大字中曾根字川戸沼1176番4地先	大字高久字小張919番地先

2-224	大字中曽根字八幡917番1地先	大字中曽根字八幡917番1地先
2-360	大字中曽根字九反1380番地先	大字中曽根九反1362番地先
2-361	大字中曽根字九反1257番地先	大字中曽根字九反1246番地先
2-651	大字中曽根字八幡1058番地先	大字中曽根字八幡917番5地先
2-1131	大字道庭字堤外463番2地先	大字道庭字堤外463番2地先
2-1821	中央三丁目44番4地先	中央三丁目44番21地先
2-1822	中央三丁目44番6地先	中央三丁目44番14地先
3-654	三輪野江二丁目151番地先	三輪野江二丁目163番地先
3-655	三輪野江二丁目125番地先	三輪野江二丁目150番1地先
3-656	三輪野江二丁目151番地先	三輪野江二丁目162番1地先

令和4年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

国土交通省による江戸川堤防強化対策事業及び埼玉県による一級河川大場川の拡幅事業に伴い起点又は終点が変更となる路線の廃止及び認定をするとともに、吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業による既設市道の路線廃止及び新設道路の路線認定並びに中央三丁目地内の宅地開発における新設道路の路線認定をしたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。



第100号議案

公平委員会委員の選任について

公平委員会委員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 関根勇

生年月日 ○○○○○○○○

令和4年12月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

公平委員会委員の高鹿幸一氏が令和4年12月16日をもって任期満了となるため、その後任者を選任することについて同意を得たいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 関根勇

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和52年4月から

吉川市役所（吉川町役場）勤務

令和4年3月まで

（吉川市役所勤務中の主な役職）

平成16年4月 教育委員会事務局教育部教育総務課長

平成18年4月 政策室主幹

平成20年4月 政策室次長

平成21年4月 健康福祉部次長

平成23年4月 都市建設部次長

平成24年4月 都市建設部長

平成29年4月 都市整備部長

平成31年4月 都市整備部道路公園課課長補佐（再任用）

令和2年4月 こども福祉部地域福祉課付課長補佐（再任用）

吉川市社会福祉協議会へ事務局長として派遣